

医療法人清水会 まこと介護医療院 運営規程

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人清水会が開設する医療法人 清水会 まこと介護医療院（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所では、地域の中核施設となるべく、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあつては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 事業所は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、のとおりとする。

(1) 名称 医療法人 清水会 まこと介護医療院

(2) 所在地 名古屋市緑区藤塚三丁目2604番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（医師と兼務、常勤職員）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師

1名以上

理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士
又は看護職員もしくは介護職員 3名以上

(3) その他の職種

輸送員 1名以上

従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、年ごとに定めるゴールデンウィーク期間、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前10時10分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は30名とする。

(内容及び利用料等)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供

した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付するものとする。

(1) 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の立案

(2) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(3) 食事の提供

(4) 入浴（一般入浴、介助入浴、機械入浴）

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) 相談援助サービス

(8) リハビリマネジメント（介護給付）

(9) 栄養マネジメント（介護給付）

(10) 運動器機能向上（介護予防）

(11) 栄養改善（介護予防）

2 事業所は、前項の利用料の額その他、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1) 食費

昼食 700円

夕食 700円

(2) その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められるもの（日

常生活品費、教養娯楽費、おむつ代等)について実費を徴収する。

- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は記名を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市緑区、名古屋市天白区、豊明市、東郷町とする。

(身体の拘束等)

第9条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第11条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 従業者は利用者に対して従業者の指示に従ってサービスを受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

- (2) 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用する。

- (3) 事業所の送迎サービス時間に合わない場合、送迎サービスが受けられないことがある。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。

- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂

行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の質の確保)

第16条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(1) 採用時研修（原則就職後2週間とする）

(2) 継続研修（施設研修計画に基づく）

2 事業所は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第19条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

3 事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人清水会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。